第五次千葉県障害者計画　主要施策管理表

平成28年度

主要施策	５　障害のある人の相談支援体制の充実

総合計画等

◇障害のある人の相談支援体制を支援するため、市町村が実施する相談研修会、自立支援協議会等などに対して、アドバイザーを派遣します。
◇ 総合支援法のサービス等利用計画を作成する相談支援事業者の質の向上を目指し、各種の研修を行います。
◇ 障害のある子どもに係る相談については、手帳や診断名等に関わらず障害の可能性が見込まれる児童のための相談支援体制の充実を図ります。

基本施策

（1）地域における相談支援体制の充実
（2）地域における相談支援従事者研修の充実
（3）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化

数値目標の評価

（個）

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	12	1	4	1	1	1	4
28		3		2	2	1	4
29							

主要施策の取組状況等

平成28年度	【取組結果】 （1）地域における相談支援体制の充実を図るため、市町村が実施する相談研修会、自立支援協議会などに対して、相談支援アドバイザーを派遣したほか、基幹相談支援センターの設置促進に係る市町村研修会を開催し、情報提供・意見交換を行いました。 　また、基幹相談支援センターの設置促進策について、千葉県総合支援協議会相談支援専門部会において協議を行い、その内容を取りまとめました。 （2）相談支援従事者研修の充実を図るため、研修講師等によるワーキングチームを設置し、相談支援専門員が体系的に能力を高められるよう、法定研修のカリキュラムの見直しや専門コース別研修の活用等を検討しました。 （3）障害福祉課のホームページに、医療的ケアを要する障害児を受け入れることが可能な短期入所事業所の連絡先等を掲載し、情報提供に努めました。
	【取組結果への対応】 （1）引き続き、相談支援アドバイザーの派遣を通じて市町村協議会への支援に取組むとともに、相談支援専門部会で取りまとめた「基幹相談支援センターの設置促進について（平成29年3月）」を活用し、市町村への周知に努めます。 （2）相談支援専門員の育成ビジョンの明確化及び周知等について、引き続き相談支援専門部会及びワーキングチームを中心に検討を行い、研修効果のより一層の向上を図ります。 （3）引続き医療・福祉資源に関する情報の提供に努めるとともに、医療的ケアを要する子ども等への相談支援研修の実施により相談支援専門員のスキルアップを図ります。